

第四十三回 国会 衆議院 商工委員會議録 第十八号

昭和三十三年三月十九日(火曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 逢澤 寛君

理事小川 平二君 理事岡本 茂君

理事首藤 新八君 理事中村 幸八君

理事板川 正吾君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

小沢 辰男君 神田 博君

菅野和太郎君 笹本 一雄君

田中 榮一君 田中 龍夫君

村上 博君 南 好雄君

村林 勇君 小林 ちづ君

多賀谷貞徳君 中村 重光君

西村 力弥君

出席政府委員

通商産業政務次 廣瀬 正雄君

官 中小企業庁長官 樋口 誠明君

通商産業事務官 中小企業庁指 影山 衛司君

導部長)

三月十八日

中小企業工場集団化制度に関する請願(高田富興君紹介)(第二六五号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

中小企業近代化促進法案(内閣提出第七〇号)

中小企業指導法案(内閣提出第七六号)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)

る法律案(内閣提出第二一九号)

○逢澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案、中小企業近代化促進法案、中小企業指導法案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、以上四法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 それでは、質問の準備もありませんが、中小企業の問題に對して、政務次官並びに長官に質問をいたします。

中小企業基本法案を今度お出しになりましたが、この中小企業の範囲というものを、従来の一千万円以下、従業員三百人以下というのを、五千万円以下、こういうことに範囲を拡大されたわけですが、中小企業の範囲に入るものがどの程度あるかということは、産業別、業種別にいろいろ統計は出ておりますが、統計によつてまちまちな点がありますので、ここで一つ、長官から、中小企業の範囲に入るいわゆる事業所というものがどの程度あるか、それをまず、できれば産業別、事業別に伺つておきたいと思ひます。

○樋口政府委員 現在の法律によります中小企業の範囲は、御承知のように、原則として資本金が一千万円または従業員が三百人ということになっております。これによりますと、大体商

業、サービス業で二百四十三万一千九百三十五、それから工業、鉱業、運輸、建設その他の産業等を合わせまして八十五万五千五百五十四、合計いたしまして三百二十八万七千八百八十九、大体これが現行法によります中小企業の一応の数というふうになつておられるかと存じます。

○中村(重)委員 そうすると、範囲を拡大することによつて、どの程度数が加つて参りますか。

○樋口政府委員 それを今回御審議願つております基本法並びに関連法律によりますと、資本金が、商業、サービス業の場合には一千万、これは変わりがございませんが、従業員の数を三十人から五十人に上げるということにいたしましたのでありますが、それによりましてふえます商業、サービス業の数が、二千四百五十二でございまして、それから鉱工業、建設、運輸といったような関係におきましては、資本金を五千万円まで上げるといふことにして、五千万円または三百人ということにしたいと思つて法案を提出したわけでございまして、これによつてふえる数が一千六百十三、合計いたしました全産業で三千五百五十五という数が、今回御審議願つておる法案を通したければ、中小企業として諸種の対策の対象になるわけでございます。

○中村(重)委員 そうすると、今中小企業基本法の関連法として六つ出しておられますが、あとの程度お出しになりますか。それからまた、どのような法律案を準備しておられますか。

○樋口政府委員 さしあたり今国会におきましては、今お願いいたしてあります法律ということで、必ず今国会に追いかけて出すということは考えておりません。

○中村(重)委員 近く出される用意があるものは、どのぐらいの件数か。どのような法律案をお出しになる御予定か。

○樋口政府委員 これにつきましましては、中小企業関係のいろいろな法律がございまして、最近やかましくなつております流通関係の問題というものにつきますと、たとえばスーパーマーケットの進出等に対してどうするかといったようなことが、いろいろ議論になつております。ただ、これにつきましましては、非常に基本的な商業の問題を律することにもなりますので、われわれといたしましては、産業合理化審議会の流通部会において、この商業問題を取り上げて今御審議いただいておりますところでございますので、そこで慎重に御審議いただきまして、一応成案を得るといふことになれば、その上で出したい、こう思つておりますが、はたしてそれが今国会に間に合うかどうかという点については、今のところはつきりした見通しを持たないわけであり

ます。

○中村(重)委員 そのお出しにならうと考へておられる法律は、どの程度の件数になりますか。

○樋口政府委員 これは、法律をどの程度にくくるかということにもよるかと思ひます。これはいろいろ今まで与

党の先生方、あるいは社会党、民社党の先生方のお話を伺ひましても、中小企業関係の法律は、四十数本といひ、あるいは六十数本といひ、いろいろございまして、それで、結局今後基本法に盛り込んでおきます各条項について、それをこまかに分けければ、一つの条項についてさらに二つも三つもの実定法をつくらなければならぬということになりましようし、あるいは一つの方によりましては、それを数本を一本にして、ある程度まとめた法律にする

こともできるか、こう思ひますので、大体今後二十本出さうか、あるいは十本程度にとどまるかというところにつきましましては、もうちょっと検討したいと思ひます。

○中村(重)委員 どうも今のお話は、出し方によつては五十本にも六十本にもなる、あるいははしより方によれば二十本になる。それは法律というものは、異質のものを一本にするわけにはいきません。そうとうふを小さく切つてそれぞれだれかに配給するような、そういうわけにもいけません。大体あなたの方のような専門家は、見識を持つておられるわけですから、どの程度が中小企業に必要かといふことから、私は、その本数あるいは法律の内容といふものは出てくると思ひます。そこで与党云々といふようなお話がありましたが、政務次官は与党でございまして、政務次官であり、自由民主党の国会議員であ

られますから、いろいろと御研究になつておられるかと思ひます。それで、自由民主党は、大体どのぐらいの

本数を考えておられるか、政務次官御存じだろと思ひますから、伺いたいと思ひます。

○廣瀬(三)政府委員 御指摘のように党人でありまして、ご意見を述べられども、ただいま役人をいたしておりまして、党の方が関連の法律案をどのくらい考えているかという点については、私つまびらかにいたしておりません。役所の立場は、ただいま長官から御答弁申し上げた通りでございます。

○中村(重)委員 三月十六日に中小企業の問題について国会討論会がありまして、その際に官房長官も御出席であります。田中伊三次さん、井出一太郎さんも御出席になりました。そして、この中小企業基本法について、確信のある——まあ私もから見ますと、きわめてでたらめな討論でありました。しかし、言葉はきわめて確信のある討論をしてもらった。その中に、六十本という法律案を出すのだ、はつきりこれは明言された。今長官が御答弁になったような、そういうあいまいなものではありません。これはあいまいという言葉は語弊がありますが、明確にもう相当煮詰まったものとして、六十本出すのだ、こういう討論であります。

これは与党が言ったんだから、田中伊三次議員が言ったんだから、政府は知らぬ、こう言われるかもしれないが、官房長官が行っているのです。官房長官も一緒に討論しているのです。ですから、いやしくも国民の前にそういう基本法をめぐって討論をなさる以上は、私は、確信がなければ、そういう無責任なことは言えないと思ひます。だから、そのことに對しては、政務次官並びに長官から、もっと確信のある、責任の

ある答弁を開かなければ、ああいう放送討論なんという点にでたらめなことを言われては迷惑する。国民をごまかすこともはなはだしい、こういうことになりまして、もつとはつきりしてもらいたいと思ひます。

○樋詰政府委員 中小企業との関係の法案といたしましては、現在すでに団体組織法初め、協同組合法、あるいは商工会の組織等に関する法律、商店街振興組合法、それから各種のいろいろな金融機関関係の法律、いろいろあるわけでございます。現行の法令も、これは数えますと、相当の数——法律だけで二十やそこらあるのではないかと、こう思っております。たとえばこの国会に御審議を願っております定義を要する法律というふうなもの、これは、われわれは協同組合法を初め、一応一括して四つの法律の定義を一本の法律で直していただくというふうなことをやっているとござります。そこで、もしそれを一つ一つの法律ごとに分解して所要の点の改正をするというふうになりますれば、それは少なくとも現在の法律、現行制定されております法律の相当部分を少しづついじるといふようなことにもなる、こう思ひますし、さらに、現在あります法律を若干分解除いたしまして、いわゆるきめのこまかい法律というふうなことにし直すと、これはあるいは五十とか六十とかいふようなことにもなり得る、こう思ひますのでございまして、実は私も何十本の法律になるかという点、それにつきまして、必ずしも今まで数えたことがないわけでございますが、この中小企業に直接関係いたしますものは

かに、たとえば職業安定法とか、あるいは訓練法とか、労働基準法とかいふような、一応他省関係のもので、しかも今後中小企業の健全な発達のためには相当に影響があると思われるような事項を規定しているもの等もござりますので、そういう産業活動全体に關係し、しかも中小企業の今後置かれる非常に重要性という点から、もう一回検討し直す必要があるというものを数えれば、四十なりあるいは五十なりという数にも——これは人の数え方によろのではないかと思ひますが、私も実は何本あるかという点を数えたこともないわけでございます。準備のできたものから逐次ここに提出いたしまして、御審議願いたいと考えております。

○廣瀬(正)政府委員 党の方から正式に何らそういうことは聞いておりませんけれども、ただいま長官が申しますように、しいて関連いたしております実体法というふうなことで提案するというふうなことになるかと思ひます、そのようにならうかと思ひます。

○中村(重)委員 今長官が御答弁になつたようなことではないのです。今出ている法律は、これは御答弁がなくなつて、国民みんな知つています。中小企業は、もちろん自分の死活の問題ですから、どういふ法律だということとは知つてゐるし、その法律のよしあしという点もよくわかつてゐるのです。その放送討論会では、社会党の北山さん、下平さんが出席して、自民党、政府の基本法は宣言規定だ、こういうことで、これではいけない、もつときめのこまかいものでなければならぬ

じゃないか、こういうふうな自民党の、いわゆる政府の基本法案に対する批判というものが実はなされた。それに対して、官房長官は、本数は何本出すという点はおつしやならなかった。ところが田中さんは、はつきり……。

「委員長、与党がいけないぞ」と呼ぶ者あり

○遠澤委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○遠澤委員長 速記を始めて。

○中村(重)委員 長官は放送討論会をお聞きになりましたか。

○樋詰政府委員 私、聞きそこないました。

○中村(重)委員 お聞きになつていれば、ああいう御答弁はないと私は思うのです。政務次官はうなづいておられるから、多分お聞きになつたのだらうと思ひます。私も、非常に中小企業の内容に触れた放送討論会でしたから、熱心に実は聞いたわけでありまして、それで、頭があまりよくないからメモしてゐるのですが、私が長官の御答弁のようになつたのだと言つてゐるのは、社会党の下平代議士が、政府の中小企業基本法には中身がない、抽象的で具体性がない、こういう指摘が行なわれたのに対して、田中伊三次議員は、今までの中小企業政策というものは、きわめてでたらめであつた。中小企業はいじめられ過ぎてゐる。それで基本法をつくるのだ。歩積み、町建てをなくする、こういうことを法律で押えていくというふうなこと。それから親企業から下請企業がはいじめられてゐる事実を指摘され、百貨店からメーカーがいじめられ、品物を持ち込んで

も、売れ残りがあると、これはお前の方で引き取れ。それから女の従業員の給料というもののメーカーが払え。こういうことで、実にでたらめに今までは中小企業のメーカー等がいじめられてきた。だから、ここで中小企業基本法を出して、四十五本から六十本——六十本という点を強調しておつたわけですが、六十本の関連法を出すのだ、こうはつきり国民の前に明言をされたわけでありまして。だからして私は申し上げてゐる。官房長官も出席をされた。政府並びに与野党の国会討論会は、少なくとも国民に向かつての政府の考え方、並びに与野党の中小企業基本法並びに中小企業の政策に対する考え方を明らかにする場であると、私は思つております。従つて、勝つとか負けるとかいふことよりも、その放送討論を真剣に聞いている中小企業者、国民の前に、責任ある討論がなされておると私は思つておるわけです。だから、あとからどのくらい法律案を出しになるのか、責任ある答弁をしてほしい。国民の前に放送討論会を通じて明らかにされた以上は、少なくとも国会の場においてそうした内容が言えないはずはないと思ひます。言えないとするならば、国会監視ということになるのか、あるいは放送討論会というものがでたらめで、ただ単に国民をごまかすために宣伝の場として利用されたのか。そうだとするならば、これはきわめて重大な責任問題である。私は実はこのように考えてゐるわけです。ですから、まじめに——これはあなた方を追及するということだと言つてゐるのではありません。基本法を出され、幾つかの関連法も出された。はたして自分

たちはこれから先どうなるだろうか。今まで苦しい立場に置かれてきた自分たちは、この中小企業基本法で何とかこれから先明るい前途を見出すことができるであろう、こういうことで期待もし、心配もしている、私はこのように思っているわけだ。だから、この点に対して明らかにしてほしいと言っているのです。私も追及の質問をしているのじゃないのですから、それらの点に対しては、単なる答弁でなくて、考え方をこの際明らかにしてもらいたい、こう言っているわけだ。

○廣瀬(正)政府委員 私、二、三日前に行なわれました国会討論会の中小企業に関する問題のテレビにつきましては、あいに最後の方々をちょっと視聴したばかりでありまして、現行法律で中小企業関係のものが幾つあるとか、あるいは基本法に關連して将来幾つ提案しようとしていくとかということについては、聞くことができなかったわけでありまして、しかし、私も決して国会を軽視して、考えておりますことを率直に申し上げないとか、御批判を願わないというような気持は、全くないのでございまして、いろいろこちらの方で調べてみますと、六十数件ということになります、中小企業関係の現在施行されております法律は、しいて中小企業関係に結びつけて数え上げますならば、そのくらいの数になるようにございまして、そういう点のことにつきましては、長官から説明させていただきます、と思います。

○樋口政府委員 私、テレビのあれをきく聞きまして、そういうのがあれば初めから伺ったらよかったと思つたのですけれども、朝の新聞に全然そ

のことがなかったものだから、普通の放送討論会だと思つて、全然聞かなかったわけでありまして、今先生のお話を伺つて、今政務次官から申し上げましたが、確かに政府が出してあります中小企業基本法は、いわゆる憲法的なもので、これは非常に抽象度の高いものであるといふことは、御指摘の通りでございまして、それに伴ひまして、各種の実定法をつくつていかなければならぬ。とりあえず現行の法律では不備な点、あるいはいろいろな点で改正を要すると思はれるような点につきましては、新しい法律を制定するなり、あるいは若干の手直しをするなりというところで、今国会に基本法を入れて十本出したわけでありまして、そのほかにも、たとえば労働関係の法規でございまして、あるいは百貨店法規でございましてとか、税法でございましてとか、これはいづれも、今後中小企業がより健全に育つていくことのために、ほんとうにわれわれが真剣になつて考えなければならぬ要素を多分に含んでいるものでございまして、そういうものにつきましても、当然今後それぞれ検討を加えて、そうして成案を得れば、何らかの格好で法律提出をせざるを得ないというふうな意味でおっしゃったんじゃないか。今すぐ六十本の法律を出すというふうにおっしゃったのではなくて、これはいろいろ税法にしても、あるいは、百貨店法にいたしましても、労働法規にいたしましても、あるいはその他もろもろの金融関係の法規もございまして、そういうもの等についても、これは新しい中小企業法の置かれている観点から見直す必要があるんじゃないか。また、見直して、

変える必要があるというふうな結論に達したならば、それを逐次出していくつもりだというふうにおっしゃったんじゃないか。必ずすぐ近く出すんだというところでなしに、この基本法を補完する意味で、それらの各種の、直接表面的には中小企業にやなくて、大企業等も全部ひくくめた法律体系になつていなければならないものは手直しの必要もあるんじゃないだろうか。また、それをするのにやぶさかではないかということでおっしゃったのではな

うのどの程度かということにつきまして、今後もう少し勉強させていただいて、タイミングを失しないように出すということの努力はしたいと思つておりますが、それじゃ期限を切つて、何月までに必ず出すかと言われまして、とにかく今までの長年の間非常に慣行的に行なわれてきておつたものを、この際もう一度根本的に洗い直していくということでございますので、若干の時間を貸していただきたいというふうな意味でございまして。

○中村(重)委員 長官がいろいろ弁解をしておられますが、そのことを私はいろいろ申しませんが、放送討論会では、ただいま長官が弁解したようなものでは、きわめて確信のある態度で終始された。首藤先生がおられるので、実は首藤先生に御質問ができれば非常に幸いです、首藤先生のようなまじめな人である、もう少し国民の前に、中小企業の専門家です、正確な考え方が明らかにされたんじゃないか、こう思います。しかし、いやしくも国会討論会の場合であつたの明言が行なわれた以上は、私は、少なくとも政務次官、長官に、もっと煮詰めた考え方というものが聞かれるんじゃないか、こういう期待を持つたわけですか。それと同時に、答弁の中で私が納得いかないのは、御承知の通り、あなたの方で準備ができなかったのか、あるいは準備することをとめられたのか。これはいろいろ私も裏話という形である程度は知っておるわけですが、参議院選挙の直前に、自由民主党から中小企業基本法が出されたわけですね。その際に、私は実は自民党案に対する質問をいたしたわけだ。総理

並びに当時の佐藤通産大臣にも質問をいたしまして、総理並びに佐藤通産大臣からの答弁は、組織法あるいはその他の関連法の提案の準備ができなかった。今度は立派な関連法案をそろえて提案をする。これもはつきりした明言が実はあつたわけだ。ところが、与党から、あるいは官房長官も大体肯定をしておられると思いますが、六十本の法律案を出すと言いますが、六本の法律案は五本か六本の関連法案を出した。さきに池田総理並びに佐藤通産大臣が答弁された、りっぱな関連法案をそろえて基本法を出すんだ、これを国会の場において明らかにされたということとは、中小企業者ばかりではなく、私は、国民がそれを期待をし、信頼したであらうと思つたのです。にもかかわらず、今度はあなたは六本の関連法案をそろえて御提案になつた。いろいろと長官の構想というのか、考え方を明らかにされましてけれども、自由民主党が出されてから政府提案がなされるまでは、その間に相当な準備期間もあつたわけだ、検討もされたであらう、こう思うわけがあります。それにもかかわらず、そのような中小企業者並びに一般の国民の期待を裏切るような提案という形は、私は、責任ある態度ではないのではないかと考えるわけだ。放送討論会の中でも、井出一太郎委員は、これはインスタント料理だ、よいものをを出すために慎重にするんだ、こういったような意味の答弁も、実は行なわれておつたわけだ。なるほど今お答えがございましてと云います、私は、完全に今そろえて出せたとはいません。しかし、ただいま長官の御答弁の中にもございましてように、金融

の問題であるとか、税制の問題であるとか、きわめてこれは重要な問題点なんです。今出されている関連法案は、いわゆる近代化あるいは高度化というものに重点が置かれた関連法案が出ております。しかも、その法律案の内容を見ると、一般の中小企業の振興というのではなく、特定の中小企業の近代化、高度化というものに重点を置いた関連法案であるということです。これは大きな問題なんです。先ほどあなたから、中小企業の範疇に入るものの数のお答えがございました。三百二十八万七千八百九十九、これに三千五百十五加わることになって参ります。この数の中に、今お出しになっておる関連法案によって、どの程度政府のいわゆる近代化計画、高度化計画の中に入ってくるものがあるのか。この点も明らかでございせん。これから先十分審議をして、この内容を明らかにさせて参りたいと思っております。ただいま私が申し上げましたような点は、私が先ほど申し上げましたように、大きな期待はすれであると考えますが、これらの点に対してどのようにお考えになられるか、まずその点を伺ってみたいと思ひます。

○田中(武)委員 関連して。長官、今の中村委員の質問に関連してですが、いいですか、基本法を出して、その基本法に付属法といひますか、その関連法規としてこの国会に六法案が出ておりますが、五十、六十のことを考えておる。少なくともわれわれもそのように考えて、そうして立法及び改正について五十四法案というものを用意してあります。しかも、それは大体こういう方向の立法、あるいはこういう方向

の改正、こういうものをわれわれはすでに並べておるでしょう。従つて、五十、六十を出しますというのじゃなしに、ほんとうに今後基本法が通れば整理をしていく法律、あるいは立法していくものは、どれかということ、一応資料として出してもらつたらどうですか。できましようか。それでなかつたら、うそだということになる。少なくとも社会党のやつを見て下さい。わが党のは、銀行法の改正から会社更生法にわたつておるのです。しかも、そのどこを改めるかということまでうたつておるのです。まだ、われわれの方としても、全部法文として準備をしてこの国会に出しません。しかし、少なくとも関連法のABCと分けて、Aだけは出すようにしておる。それと同じようにして、政府あるいは中小企業庁の方においても、やはりこういう法律は改めるのだ、あるいはこういう格好の法律を考えていくのだ、こういう考え方は出しておいて、もうわん、やはりあくまでも抽象的な基本法である、しかもどうも解釈できるようなものであつて、ただ宣言に終わるのじゃないかということがあつて、それです。従つて、たとえば融資関係にしても、こういうことを考えておるとか、そういうことが必要じゃないかと思ひます。たとえば、われわれの党の案でいくならば、国民金融公庫の中の資金ワックを別にするとかといううなことを考えておるわけですね。資金ワック、いわゆる普通の中小企業と零細企業といつておりますが、政府案でいう小規模企業ですね。それは別ワックにするのだ。あるいは大銀行の大産業に対する集中融資あるいは系列

融資を制限するために、銀行法を改正する。これは、一割をこえて一とこに融資してはいかぬというよりなことと考えておるのだ。会社更生法にしても、そういう考えのもとにわれわれは出しておるわけですね。そうすると、政府もそれをやらないと、やはりこういう討論の場にくと、政府の方がわれわれに負けましよう。いかがですか。

○樋口政府委員 私、中小企業政策の一番の根本というものは、金融を潤沢にすることであり、また税制の面でも負担力以上の負担をさせられていくことであるなら、それを直すということである。こう思つておるわけでありましよう。ただ、この税制につきましては、中小企業なるがゆゑに税を安くしなければいけないのかということ、そうではなくて、中小企業は負担力がないから税を安くしなければいけないというの、大体筋じやなからうか、そういうような点から、結局現在の法人税等におきましても、通減税率が一応とられておるわけですね。ただ、ああいう程度でいいかどうかということになると、まあいろいろ御批判もあるんじゃないか。それで、われわれとしては、中小企業といふものは、一般に非常に所得が少ないのです。所得が少ないにもかかわらず、実際の負担といふものは、大企業に比べて非常に大きな負担をさせられておるんじゃないかという面があると思ひます。その点を直さなければいかぬということ、これは今後税制調査会等にも、もう少しわれわれの方としまして、データ等もそろえるものはそろえて審議願ひなければいかぬかと思つておりますが、それと、今の税制と金融とこの二つ

が、三百二十八万と申しました大部分が企業のすみずみまで行きわたる施策といふものでございまして、それ以外のいろいろな高度化だとか、あるいは特別に政府の方でワックをビック・アップしていろいろ指導していくといううなもの、これは御指摘の通り、そう大きな数じゃないだらうということ、私は、私もそう存じます。しかし、それは数が少ないから、上の方はほつたらかしていいかという、そうじゃございせん、全体をできるだけ厚くめんどろを見るときに、その中小企業という中でもある程度の方にあるという方々、その方々にとつても、最近のような自由化の時代、あるいは技術革新の時代等に應じて需給構造が非常な激変をやりつつあるという際に、さらに、その下につながる零細の方々といたつたような方々とともにささえていくためには、そういう中小企業の中堅規模の方々、こういう方々にまづもう少し丈夫になつていただかなければならぬといふような面もあるんじゃないかといふことで、中小企業の中で比較的上の方々に對する施策といふものをあわせ講じなければならぬという意味から、関係法案等の御審議も願つておるわけにございまして、これは先生方もよく御存じだと思ひますが、たとえば、政府の方で今まで近代化補助金といふものを二十九年来ずっとやつておるわけにございまして、その中でも、たとえば三十六年度あたりは、二百人以上の従業員を使つておるところには一・四%しかつておらないわけにございまして。大体百人以下といふところに九二・八%ぐらゐの金が行き渡るといふようなことになつてお

りまして、今回お願いいたしておるいろいろな高度化資金の関係、あるいは設備近代化補助金という従来ありますものにつきましても、特に指導法関係でわれわれ考えておりますものは、これはいづれもちろん中堅クラスのものにも参りますが、同時に小規模の方々に對しての方がはるかに多いといふことになるわけにございまして。ただ、年間にわずかに三十億や五十億や、あるいは府県を通じて百億という程度のお金で、それでどうだといふ御批判は、これは多分にあると思ひます。し、われわれといたしましては、政府金融機関の資金の拡充ということと並行いたしまして、そういう特別な政府からの金融としまして、特別措置といふものを今後拡充していきたい、こう思つておるわけにございまして、田中先生から御指摘の社会党の方は、五十四の法案を、大体ある程度どこをどう直すかといふところまでやつておられるという点、これはわれわれといたしまして、関連法規という中には、銀行法もございまして、法人税法、あるいは地方税法、あるいは各種の労働法規といふようなものも、全部あるわけにございまして、しかし、いわゆる行政の責任にある政府として、それじゃこをこをこをこに直すべきだといふことを公にいたしますまでには、これははなはだ申しわけないのでございまして、まだ準備ができておらない。ただ、先の中村先生の御質問に對して、総理あるいは前大臣が申し上げたといふそのときの段階は、たとえば今御審議いたしておられます指導法の関係、あるいは促進法の関係、あるいは保険の関係といふようなものに

ついてすら、どうやっていいかということについて、ただバック・データが十分そうわないということから、実は暗中模索というような格好にありましたが、ただ抽象的な基本だけ出したに過ぎないということでは所政の責任の衡にある政府の出し方として非常に無責任だということ、もう少し待っていただいたら、できるだけ関連法規をつくった上で、いわゆる基本法体系として提出するつもりでございまして、このように申し上げたのじゃないだろうか。ただ、その出し方がたつた六つではなはだ少ないではないか、こういうことでございしますが、われわれといたしましては、この特別措置法まで入れて十というものは、現在のわれわれとしては精一杯一応つくったというふうなつもりでございまして、阿先生から御指摘のありました点等について、これは今後われわれ真剣に検討して、直すものから直していくという努力をしていかなければならぬのではないかとこのように感じておるわけでございます。

○田中(武)委員 われわれ野党だから、責任は政府はどない。従って、一連の法案を直ちに発表するという考え方をすれば、政府としてはそれぞれなわ張りがあるんだ。だから、なわ張りを侵してやった場合にはとかく……。こういう心配だと思ふのです。私は、基本法を出す以上、その後このようにことを考えているのだというのでなければいけないと思う。もちろん、政府案として法案になって出てくるのは二年先か三年先かわからぬとしても、中小企業法、少なくとも担当庁としては、基本法が通るならば

たとえば今言っている地方税法の一長改正、あるいは所得税とか、銀行法も考えておられると言いましたが、そういう考え方を保持しているということ、何か大蔵省との間がまずいとか、労働省との間がまずいとかいうことになるのか。しかし、少なくともこういう土台の上に立つておるんだということを言わないと、ちょっと基本法としてはさびし過ぎると思うのです。私は、関連質問で、どうせあなた及び大臣あるいは次官と、これは中小企業問題で一日たつぷりとやらなくちゃならぬ時期がきますけれども、きょうはこのくらいにしておきますが、あまりなわ張りというか、管轄等に気をとられて、思っていることが言えないというの、どうかと思うのです。少なくとも中小企業法としては、あるいは通産省としては、これだけのことはやるんだというくらいのもので、私はやはり用意して、われわれだけくらいには出してもらった方がいいんじゃないか、そのように考えますから、まあ要望だけしておきます。

○中村(重)委員 いろいろ答弁がありましたが、私はどうしても納得が参りません。中小企業の一般質問であれば、続いて質問が続けられます。しかし、少なくとも今議題になっているのは、提案されておる法律案を中心としての質問、こういう形になっております。そうやって参りますと、ただいま長官から御答弁がございましたように、財政金融上の重要な問題というものもあります。また、いろいろと放送討論会の内容に対して私が指摘したのに対して、あるいは四十あるいは五十

といったようなことも、それは考えられるであろうといったような答弁もありました。そうやって参りますと、どうしてもそのことをある程度明らかにしてもらわなければならぬと思ひます。いやしくも政府、自民党の代表が、国民の前に明らかにされた以上は、それに対する答弁をここで明らかにしてもらわなければ、これは審議に入れないということは当然であります。さらにまた、私は六つしか関連法案が出されていないということ——数

の問題よりも質の問題が重要であると思うのです。あなたは先ほどの御答弁の中で、全体の中小企業の振興——言葉は違いますが、中身はそういうことであつたと思ひますが、それも考えなければならぬけれども、それをそうするためには、いわゆる中以上の企業というものを強めていく必要があると考えて関連法案を出したのだ、そういう意味合との答弁がありました。全然それが間違ひであるとは、私は申しません。しかし、少なくとも中小企業基本法というものは、全体の中小企業者の振興というものに重点が置かれなければならぬということでは当然であります。そうやってくると、その中小企業者の中のきわめて少数のものを対象とする関連法案だけが立てられて、全体の中小企業者の振興育成ということに対する考え方が明らかにされないという形におきまして、単なる宣言規定にすぎない基本法の審議というものが、これは行なわれないということでは当然であると思ひます。従ひまして、放送討論会に対する責任を持つということと、先ほど御答弁がございましたように、相当数の基本法の関連法案の提案

もしなければならぬのだと、いろいろなことを考えておるといふことを、この際ある程度明らかにするということ、味合いかからいたしましても、資料を出していただく、あるいはもう少し検討して、その方向をもっと明確にしてもらう、そういう形において質問を続けたい、このように考えます。従ひまして、本日は、私はこの程度にとどめまして、あとに質問を留保いたしまして、きょうはこれで打ち切りたいと思ひます。

○逄澤委員長 次会は明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

